

令和 6 年度

運営指導結果の概要



江東区 介護保険課

江東区では、介護保険法第23条の規定に基づき、指定介護サービス事業者等の事業所を訪問し運営指導を実施しています。

令和6年度は、下記の通り72事業所に対して運営指導を実施しました。

令和6年度運営指導実績

サービス種類	運営指導 事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘延事項数		
			運営	報酬	内返還・ 減算
居宅介護支援	13	11	54	17	17
訪問介護	10	9	45	4	4
訪問入浴介護	6	2	7	3	3
訪問看護	7	6	21	5	4
通所介護	10	10	17	12	10
通所リハビリテーション	3	3	3	3	3
短期入所療養介護	2	1	2	0	0
特定施設入居者生活介護	5	4	6	2	1
福祉用具貸与	1	0	0	0	0
特定福祉用具販売	1	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	6	1	1
認知症対応型共同生活介護	8	6	23	8	7
介護老人福祉施設	2	2	16	2	2
介護老人保健施設	2	2	14	8	6
介護予防支援	1	1	3	0	0
計	72	58	217	65	58

令和6年度に区が実施した運営指導において、各事業所に指摘した主な内容は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 居宅介護支援

番号	分類	指摘内容
1	内容及び手続の説明及び同意	複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について文書を交付して説明を行っておらず、利用者から署名を得ていない。
2	受給資格等の確認	◆ 利用者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていない。
3	アセスメント	◆ 居宅サービス計画を作成する際、アセスメントを行っていない（行っていることが確認できない）。
4	居宅サービス計画の作成	・ 利用している福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付けていない。
5	サービス担当者会議	◆ 担当者をサービス担当者会議に招集していない又は照会等により意見を求めている（招集又は照会したことが確認できない）。 ◆ サービス担当者会議の出席者が利用者、利用者の家族及び担当介護支援専門員のみでサービス担当者会議を開催したとは言い難い。
6	モニタリング	◆ 特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接によりモニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していない。 ・ 玄関ポストに利用票を投函するのみで、モニタリングを実施していない。 ◆ 利用者の居宅で実施したモニタリングの結果を記録していない。
7	主治の医師等の意見等	◆ 医療サービス（訪問看護等）を位置付ける際に、介護支援専門員が主治の医師等に意見を求めている（求めたことが確認できない）。 ◆ 居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。
8	福祉用具貸与の居宅サービス計画への反映	◆ 福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付けるにあたって、その利用の妥当性を検討していない（検討していることが確認できない）。 ◆ 継続して福祉用具貸与を受ける必要があるにもかかわらず、その理由を居宅サービス計画に記載していない。
9	特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映	◆ 特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付けるにあたって、その利用の妥当性を検討していない。

10	管理者の責務	◆ 管理者が業務の実施状況の把握等一元的な管理ができていない（できているとは言い難い）。
11	業務継続計画の策定等	・ 「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」のいずれも策定していない。
12	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	◆ 感染対策委員会、研修、訓練を実施していない。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
13	秘密保持	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
14	虐待の防止	◆ 虐待防止検討委員会を開催していない。 ◆ 研修を実施していない。
15	高齢者虐待防止措置未実施減算	◆ 虐待防止検討委員会を定期的に開催していないことに加え、研修を実施していなかったにもかかわらず、高齢者虐待防止措置未実施減算がなされていない。 ・ 虐待防止検討委員会を定期的に開催していなかったにもかかわらず、高齢者虐待防止措置未実施減算がなされていない。
16	運営基準減算	◆ 居宅サービス計画を変更する際にサービス担当者会議を開催していない事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。 ◆ 介護支援専門員が、1月に1回、モニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していなかった事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。 ・ 複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について文書を交付して説明を行っておらず、利用者から署名を得ていないにもかかわらず、運営基準減算がなされていない。
17	特定事業所加算（Ⅱ）	・ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催していない。また、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を記載した研修計画を定めておらず、管理者が研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じていないにもかかわらず、当該加算を算定している。

18	入院時情報連携加算（Ⅰ）	・ 入院した翌日に病院に対して利用者に係る必要な情報を提供したにもかかわらず、当該加算を算定している。
19	退院・退所加算（Ⅰ）イ	◆ 利用者の退院にあたり、当該病院の職員から利用者に係る必要な情報の提供を受けていない（受けたことが確認できない）にもかかわらず、当該加算を算定している。
20	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	・ カンファレンスの参加要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
21	退院・退所加算（Ⅱ）イ	・ 利用者の退院に当たり、当該病院の職員から利用者に係る必要な情報の提供を1回しか受けていないにもかかわらず、当該加算を算定している。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

Ⅱ 居宅サービス

1 訪問介護

番号	分類	指摘内容
1	訪問介護員等の員数	・ 訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上配置されていない。
2	受給資格等の確認	・ 利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格等を確認していない、又は被保険者証を確認していない。
3	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	◆ 居宅サービス計画に位置付けのないサービスを提供している。
4	居宅サービス計画等の変更の援助	◆ 居宅サービス計画の変更が必要になったにもかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていない。
5	サービスの提供の記録	・ 提供したサービスの内容を正確に記録していない。
6	利用料等の受領	◆ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供していないにもかかわらず、居宅介護サービス費を受領している。
7	指定訪問介護の具体的取扱方針	◆ 訪問介護計画に位置付けられていないサービスを提供している。
8	訪問介護計画の作成	・ アセスメントを実施せずに訪問介護計画を作成している。 ・ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを訪問介護計画に位置付けている。 ◆ 居宅サービス計画に位置付けられているサービスを訪問介護計画に位置付けていない。 ◆ 作成した訪問介護計画を利用者に交付したことが確認できない。 ・ 利用者の状態変化により訪問介護計画の変更が必要であったにもかかわらず、訪問介護計画を変更していない。 ◆ 訪問介護計画の実施状況の把握を行っていない。
9	勤務体制の確保等	◆ ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
10	衛生管理等	◆ 感染対策委員会を6月に1回以上開催していない。 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。
11	秘密保持等	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

1 2	虐待の防止	虐待の防止のための指針を整備していない、かつ、虐待防止検討委員会を定期的に開催していない。
1 3	訪問介護費	◆ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供していないにもかかわらず、訪問介護費を受領している。 ◆ 訪問介護計画に位置付けられていないサービスを提供している。
1 4	高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の防止のための指針を整備していない、かつ、虐待防止検討委員会を定期的に開催していないにもかかわらず、減算していない。

2 訪問入浴介護

番号	分類	指摘内容
1	管理者	管理者が他区の事業所の職務を兼務しており、事業所内管理及び従業者管理が適切にできておらず、管理者業務に支障が出ている。
2	利用料等の受領	通常の事業の実施地域内の居宅で指定訪問入浴介護を行っているにもかかわらず、当該交通費として利用者から駐車場代を徴収している。
3	管理者の責務	事業所内における業務の一元管理がなされていない。
4	勤務体制の確保等	- 他区の指定訪問入浴介護事業所と一体となった勤務表を作成し、当該他区事業所の従業者により、一部の利用者に対し、訪問入浴介護を提供している。 - 研修を実施していない。
5	虐待の防止	虐待防止検討委員会及び虐待の防止のための研修を実施していない。
6	高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待防止検討委員会及び虐待の防止のための研修を実施していないにもかかわらず、減算していない。
7	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者ごとの研修計画の作成及び研修の実施がない、従業者の技術指導を目的とした会議を実施していない、介護福祉士の占める割合が基準を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
8	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の算定要件を満たさなかった結果、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件も満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している。

3 訪問看護

番号	分類	指摘内容
1	居宅介護支援事業者との連携	・ 居宅サービス計画が作成されていないにもかかわらず、指定訪問看護を提供し、居宅介護支援事業者との密接な連携に努めていない。
2	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に位置付けのないサービスを提供している。
3	居宅サービス計画等の変更の援助	・ 居宅サービス計画の変更が必要になったにもかかわらず、変更後の居宅サービス計画が確認できない。
4	利用料等の受領	・ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供していないにもかかわらず、居宅介護サービス費を受領している。
5	指定訪問看護の具体的取扱方針	・ 訪問看護計画を作成していないにもかかわらず、指定訪問看護を提供している。
6	主治の医師との関係	◆ 主治医が発行する指示書に記載されていないサービスを提供している。
7	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	・ 訪問看護計画を作成していない。 ・ 主治医が発行する指示書に記載されていないサービスを訪問看護計画に位置付けている。 ・ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを訪問看護計画に位置付けている。 ・ 利用者の同意を得たことが確認できない。
8	勤務体制の確保等	◆ ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
9	衛生管理等	◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
10	秘密保持等	◆ 利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
11	訪問看護費	・ 訪問看護計画を作成していないにもかかわらず、訪問看護費を受領している。 ・ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供していないにもかかわらず、訪問看護費を受領している。
12	ターミナルケア加算	◆ ターミナルケアに係る計画がないにもかかわらず、当該加算を算定している。

4 通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	- 生活相談員がサービス提供時間に送迎を行っている時間があるために、指定通所介護の提供に従事しておらず、生活相談員が不在の時間帯が発生している。 - 生活相談員が不在の日が発生している。
2	受給資格等の確認	◆ 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していることが確認できない。
3	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	◆ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを提供している。 - 居宅サービス計画に位置付けられているサービスを提供していない。
4	利用料等の受領	保険給付の対象となっている入浴介助加算に係るタオル代を利用者から徴収している。
5	通所介護計画の作成	- アセスメントを実施せずに通所介護計画を作成している。 - 要介護認定の区分変更申請を行ったにもかかわらず、通所介護計画を作成していない。
6	勤務体制の確保等	- 介護職員複数名について、入社後一年以上経過しているにもかかわらず、認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない。 - ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
7	業務継続計画の策定等	業務継続計画を策定していない。
8	定員の遵守	フロアごとの単位（2単位）で指定の届出を行っているが、利用者を単位ごとに分けておらず、1つのフロアで食事、レクリエーション等指定通所介護を利用者全員に提供した結果、利用定員を超えた時間帯が発生している。
9	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
10	秘密保持等	利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
11	2時間以上3時間未満の通所介護	利用者側のやむを得ない事情がないにもかかわらず、当該単位で算定している。

1 2	入浴介助加算（Ⅱ）	・ 個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行っていない。また、利用者の居宅の浴室が壊れており、当該利用者が居宅において、自身で又は家族等によって入浴を行うことができないと判断しているにもかかわらず、当該加算を算定している。
1 3	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	・ 個別機能訓練を実施した記録がないにもかかわらず当該加算を算定している。
1 4	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	・ 管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねており、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置していないにもかかわらず、当該加算を算定している。
1 5	送迎を行わない場合の減算	◆ 利用者の自宅の玄関まで送迎を行っていないにもかかわらず、減算していない。
1 6	科学的介護推進体制加算	・ 運営指導実施日現在までフィードバック情報を活用していないにもかかわらず、当該加算を算定している。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

5 通所リハビリテーション

番号	分類	指摘内容
1	利用料等の受領	・ レクリエーションを実施していない日においても、教養娯楽費を利用者から画一的・一律に徴収している。 ・ 全員が行うレクリエーションや行事に係る費用として教養娯楽費を利用者から一律に徴収していた。
2	指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	・ 医師の指示に基づき、指定通所リハビリテーションを提供していない。 ・ リハビリテーション会議を開催しておらず、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有していない。
3	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	・ 利用者の居宅訪問を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
4	科学的介護推進体制加算	・ フィードバック情報を活用していないにもかかわらず、当該加算を算定している。
5	送迎を行わない場合の減算	・ 利用者の自宅の玄関まで送迎を行っていないにもかかわらず、減算していない。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

6 短期入所療養介護

番号	分類	指摘内容
1	設備	機能訓練室の一部が備蓄用品及び衛生資材の保管所と化しており、届出上の面積を有しているとは言い難い。また、レクリエーション・ルームの一部が職員の事務室と化しており、届出上の面積を有しているとは言い難い。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

7 特定施設入居者生活介護

番号	分類	指摘内容
1	内容及び手続の説明及び契約の締結等	重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ていることが確認できない。
2	サービスの提供の記録	◆ 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を利用者の被保険者証に記載していない。
3	特定施設サービス計画の作成	- 解決すべき課題の変化が認められた利用者について、施設サービス計画の変更を行っていない。 - 利用者の同意を得ていない。
4	勤務体制の確保等	特定施設従業者複数名について、入社後一年以上経過しているにもかかわらず、認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない。
5	協力医療機関連携加算(1)	協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催していることが確認できない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

Ⅲ 地域密着型サービス

1 認知症対応型通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業員の員数	・ 生活相談員がサービス提供時間に送迎を行っている時間があるために、指定認知症対応型通所介護の提供に従事しておらず、生活相談員が不在の時間帯が発生している。
2	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ 居宅サービス計画に位置付けたサービス提供時間に沿ってサービスを提供していない。
3	居宅サービス計画等の変更の援助	・ 居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供時間に沿ってサービスを提供していない期間が継続していたにもかかわらず、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていない。
4	指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	・ 認知症対応型通所介護計画に位置付けたサービス提供時間に沿ってサービスを提供していない。
5	認知症対応型通所介護計画の作成	・ 居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供時間とは異なるサービス提供時間を認知症対応型通所介護計画に記載している。
6	衛生管理等	・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
7	送迎を行わない場合の減算	・ 利用者の自宅の玄関まで送迎を行っていないにもかかわらず、減算していない。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

2 認知症対応型共同生活介護

番号	分類	指摘内容
1	従業員の員数	◆ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していない日が頻回に発生している。
2	管理者	◆ 管理者が計画作成担当者及び介護職と兼任しているため、施設内管理や従業者管理が適切にできておらず、管理者業務に支障が出ている。
3	入退居	・ 入居申込者の入居に際し、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることを確認していない。

4	サービスの提供の記録	利用者の入居に際し、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を利用者の被保険者証に記載していない。
5	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	- 認知症対応型共同生活介護計画を作成していないにもかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護を提供している。 - 要介護認定（更新）後の認知症対応型共同生活介護計画を作成していないにもかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護を提供している。 - 身体的拘束適正化委員会を3月に1回以上開催していない。 - 身体的拘束等の適正化のための研修を一度も実施していない。
6	認知症対応型共同生活介護計画の作成	- 認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。また、計画作成担当者がアセスメントを行っていない。 - 利用者の同意を得ていない。 - 作成した認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していない。 - 要介護認定（更新）後の認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。
7	介護等	介護従業者の身体的特性又は各介護従業者の介護知識の理解度により提供する介護の内容が異なり、適切な技術をもって介護を提供しているとは言い難い。
8	管理者の責務	- 従業者の管理ができていない。また、計画作成担当者の業務の実施状況の把握ができていない。 - 事業所の一元管理、法令遵守ができていない。
9	勤務体制の確保等	- 介護従業者の資質の向上のための研修を実施していない。 - ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていない。
10	地域との連携等	2月に1回以上、運営推進会議を開催していない。
11	認知症対応型共同生活介護費	- 認知症対応型共同生活介護計画を作成していないにもかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護費を受領している。 - 要介護認定（更新）後の認知症対応型共同生活介護計画を作成していないにもかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護費を受領している。

1 2	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束適正化委員会を3月に1回以上開催していない。また、身体的拘束等の適正化のための研修を一度も実施していないにもかかわらず、減算していない。
1 3	協力医療機関連携加算（1）	協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催していない。また、協力医療機関の情報を区に届出していないにもかかわらず、当該加算を算定している。
1 4	科学的介護推進体制加算	フィードバック情報の取得実績がなく、指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していないにもかかわらず、当該加算を算定している。

（注）◆は複数の事業所に指摘した事項

IV 施設サービス

1 介護老人福祉施設

番号	分類	指摘内容
1	サービスの提供の記録	- 入所者の被保険者証に入所日及び介護保険施設の名称を記載していない。 - 入所者の退所に際して被保険者証に退所の日を記載していない。
2	利用料等の受領	歯ブラシ等個人用の日用品としてすべての入所者に対して一律に提供し、すべての入所者からその費用を画一的に徴収している。
3	介護	- 本来は入浴が可能な入居者に対して、施設側の都合により清しき対応とし、適切な方法により入浴をしていない。 - 褥瘡予防のための計画を作成していない。褥瘡対策のための指針を整備していない。介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施していない。
4	口腔衛生の管理	入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。
5	計画担当介護支援専門員の責務等	- アセスメントに当たって、当該入所者及びその家族に面接を行っていない。 - 定期的に入所者に面接しておらず、かつ、モニタリングを実施していない。
6	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練を実施した記録がないにもかかわらず、当該加算を算定している。

2 介護老人保健施設

番号	分類	指摘内容
1	施設	機能訓練室の一部が備蓄用品及び衛生資材の保管所と化しており、都の届出上の面積を有しているとは言い難い。また、レクリエーション・ルームの一部が職員の事務室と化しており、都の届出上の面積を有しているとは言い難い。
2	利用料等の受領	- レクリエーションを実施していない日においても教養娯楽費として入所者から画一的・一律に徴収している。 - 入所者の介護に係る経費を「日用品費」として入所者から徴収している。

3	介護保険施設サービスの取扱方針	- 身体的拘束等を行ったにもかかわらず、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない。 - 身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施していない。
4	施設サービス計画の作成	- 当該入所者のアセスメントに当たって、入所者及びその家族に面接を行っていない。 - サービス担当者会議を開催する前に、当該施設サービス計画を作成し、入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ている。
5	勤務体制の確保等	看護職員の勤務体制についてユニット型と従来型と分けて定めておらず、月ごとの勤務表において看護職員の配置が明確に定められていない。
6	ユニット型介護老人保健施設の基本方針	ユニット型入居者と従来型入所者のサービスが一体化しており、適切なユニットケアが実施されていない。
7	勤務体制の確保等（ユニット型）	- 看護職員の勤務体制についてユニット型と従来型と分けて定めておらず、月ごとの勤務表において看護職員の配置が明確に定められていない。 - 月ごとの勤務表において看護職員の配置が明確に定められていないため、昼間、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員の配置、及び夜間及び深夜、ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員の配置について確認が出来ない。複数名のユニットリーダーのうちユニットケアリーダー研修を修了した者が1名のみである。各ユニットに常勤のユニットリーダーの配置がなされていない。 - サービスを提供する従業員についてもユニット型と従来型の従業者の区別なくユニット型入居者にサービス提供をしている。
8	ユニットにおける職員に係る減算	看護職員の配置が明確に定められていないため、昼間、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員の配置、及び夜間及び深夜、ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員の配置について確認が出来ない。複数名のユニットリーダーのうちユニットケアリーダー研修を修了した者が1名のみである。各ユニットに常勤のユニットリーダーの配置がなされていないにも関わらず、減算していない。

9	身体拘束廃止未実施減算	・ 身体的拘束を行った際に記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していないにもかかわらず、減算していない。
10	認知症ケア加算	・ 認知症病棟における家族介護教室が医師及び看護師の事務所として使用されており、家族介護教室に適合した設備を有していない。また、勤務体制において看護職員の配置が明確に定められていないため、介護保険施設サービス単位ごとの看護職員の配置がされていないにもかかわらず、当該加算を算定している。
11	科学的介護推進体制加算	・ LIFE を用いてフィードバック情報を取得していないにもかかわらず、当該加算を算定している。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

V 介護予防支援

番号	分類	指摘内容
1	業務継続計画の策定等	・ 「災害に係る業務継続計画」を策定していない。
2	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	・ 運営法人が開催した感染対策委員会に当該事業所職員は出席しておらず、感染対策委員会を開催したとは言い難い。また、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
3	主治の医師等の意見等	・ 医療サービスを位置付ける際に主治の医師等に意見を求めておらず、また、当該医師に介護予防サービス計画を交付していない。